

平成 26 年第 2 回更別村議会臨時会会議録

平成25年5月8日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 酒井 智寛
 書記 南雲 美幸

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7名であります。
		定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 2 回更別村議会臨時会を開会いたします。(10 時 00 分)
		村長より招集の挨拶があります。
村 長		岡出村長
		本日ここに、平成 26 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
		4 月に入りまして天候に恵まれ、本村基幹産業でもあります農業のいも、ビートの蒔き付け作業を無事終えることかできたかと思っておりましたところ、4 月末に強い霜が降りまして、蒔き付け終わったビートが心配なところでもあります。
		さて、依然として T P P 問題は不透明ではありますが、我々の生活に甚大なる影響を及ぼすのはあきらかであります。日本側の意図するように T P P 交渉は進んでいないようではありますが、豊かな地域の農業を守るため、絶対阻止していかなければいけないことであります。
		本臨時会におきましては、地方税法の改正に伴う村条例の一部改正、農村公園再整備、補正予算について、ご審議をお願いするものであります。本臨時会に予定しておりました動産の買入の件につきましては、入札業者の辞退と言うことでなくなりましたが、よろしく願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。
議 長		村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分)
		本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、6 番堂場さん、7 番本多さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
		さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長	松橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第2回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ5月8日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	委員長の報告が終わりました。
議 長	なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
	日程第3、会期決定の件を議題といたします。
	おはかりいたします。
	本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
	これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、会期は1日間と決定しました。
議 長	日程第4、諸般の報告をいたします。
	諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議 長	日程第5、教育行政報告を行います。
	教育行政報告は文書で配布されております。
	これで教育長からの教育行政報告を終わります。
	これから教育行政報告に対する質疑を行います。
	質疑の発言を許します。
	(ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
議 長	日程第6、議案第28号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を
	議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
	岡出村長
村 長	議案第28号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。
	更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。改正の理由であります。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。2の要旨でございますけれども、これを含めて荻原住民生活課長に補足説明をいたさせます。
	ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。
議 長	よろしくお願い申し上げます。 荻原住民生活課長

議案第 28 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件について、私の方から説明を致します。理由から地方税法等の一部を改正する法律平成 26 年法律第 4 号等の施行等に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。要旨は、

(1) 外国法人及び恒久的施設の定義に係わる規定を新たに定める。

これは対比表1ページ第23条村民税の納税義務者等に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

現行条例、第 2 項文頭の外国法人の用語の定義を定める改正を行います。又、外国法人が恒久的施設を持つ場合は資産の運用等によって生じる所得について納税義務を負うこととなりますが、今回、この恒久的施設が定義付けされたことにより、所要の規定を新たに条文に追記する改正を行ないます。

(2) 地方税法等の一部改正に伴い繰り上げられる等した条番号等に準じて条文中の条番号等を改める。

これは対比表 1 ページ第33条所得割の課税標準、3 ページ第57条固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、11ページ附則第 7 条の 4 寄附金税額控除における特例控除額の特例、17ページ附則第21条の 2、22ページ附則第24条個人の村民税の税率の特例等に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正であります。それぞれ地方税法の一部改正に伴い、繰り上げられる等した条番号等に準じて条番号及び条文中の条番号等を改めるものであります。

(3) 法人税割の税率を100分の12.3から100分の9.7に改める。

これは対比表 2 ページ第34条の 4 法人税割の税率に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率が引下げられたことに伴う所要の規定の改正となります。

尚、引下げられた税率分はそのまま、国税となる地方法人税に充てられますが、この地方法人税については、地域間の税収偏在を是正するために創設された制度で、一定の基準で地方公共団体に再配分されることとなります。これは、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用します。

(4) 外国税額控除制度の新設に伴い、関連条文の規定を改める。

これは対比表 2 ページ第48条法人の村民税の申告納付第 2 項及び第 5 項に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

外国税額控除制度は、国際的な二重課税の排除方式として国際的に確立した制度として、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認めるものであります。この制度の新設に伴い、定められた規定に基づき条文の改正を行なうものであります。

(5) 外国法人に係る申告納付制度の規定を追加する。

これは対比表 2 ページ第52条法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

法人税法において外国法人に係る申告納付制度が新設されたことに伴い、関連条文に同申請に係わる規定を追加するものであります。

(6) 2輪・3輪・4輪の数字標記を漢数字表記に改めると共に、軽自動車税の税率を、最低2,000円とし、その他の区分の車両にあっては現行の税率を1.25倍から1.5倍の範囲内においてそれぞれ引き上げる。

これは対比表4ページ第80条軽自動車税の納税義務者等及び、第82条軽自動車税の税率に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。条文中、2輪・3輪・4輪の表記はアラビア数字で示されておりましたが、準則に準じてこれを漢数字に改めるものであります。又、税率の改正により、第82条第1号の原動機付自転車の2,000円未満の税率であるア及びイについてはそれぞれ2,000円に、ウについては1,600円を2,400円に、エについては2,500円を3,700円とした改正となります。

次に5ページ、第2号の軽自動車及び小型特殊自動車のア軽自動車、2輪のもの側車付のものを含む。については2,400円を3,600円に、3輪のものについては、3,100円を3,900円に、4輪以上のもので乗用のものは、営業車については5,500円を6,900円に、自家用については7,200円を10,800円に、貨物用のものは、営業車については3,000円を3,800円に、自家用については4,000円を5,000円にする改正を致します。又、もっぱら雪上を走行するものに係る規定は削除となります。

イ小型特殊自動車では、農作業用のものについては1,600円を2,000円に、その他のものについては4,700円を5,900円に改正し、第3号の2輪の小型自動車は4,000円を6,000円に改正致します。

今回、改正されます軽自動車税の税率は自家用乗用車にあっては1.5倍となっておりますが、その他の区分の車両については農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍に引き上げられたものとなっております。

尚、後ほど附則で説明いたしますが、今回の改正税率は平成27年度より適用されますが、3輪以上の軽自動車にあっては、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものについてのみ、平成27年度以後の年度において改正後の税率が適用されることとなり、対比表13ページ附則第16条軽自動車税の税率の特例を除く3輪以上の軽自動車についての税率の改正はございません。

(7) 租税特別措置法改正に伴い、改正された同法の条項番号に準じて、条文中の同法の条項番号を改める。これは対比表5ページ附則第4条の2公益法人等に係る村民税の課税の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

(8) 条例の性格を踏まえ、課税標準の計算の細目を定める条文を削除する。これは対比表6ページ附則第6条居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除から8ページ附則第6条の2特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。いずれの条文も、条例で定める内容ではないものと判断され、別に定めることとし、条文を削除するものであります。

(9) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3

年間延長する。これは対比表11ページ附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。現行の特例期限を平成27年度から平成30年度に延長するものであります。

(10) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備における固定資産税の課税標準の軽減措置を定める。これは対比表12ページ新条例附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

公共の危害防止のために設置された施設等に課税標準の軽減措置を行なうもので、第1号では、水質汚濁防止法に基づくものは3分の1、第2号では、大気汚染防止法に基づくものは2分の1、第3号では、土壤汚染防止法に基づくものはⅡ分の1、第4号では、下水道法に規定する公共下水道を使用するものが設置した除外施設については4分の3、第5号では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づくものは4分の3をそれぞれ乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

(11) 耐震改修が行なわれた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置を創設する。これは対比表12ページ附則第10条の2新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

前条の創設に伴い、条番号を第10条の3に繰り下げ、耐震基準適合家屋に対し、固定資産税の減額措置が適用されることに伴い、適用を受けようとする者の申請に係わる規定を新たに定めるものであります。

(12) 初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過する三輪以上の軽自動車に対する重課経年車重課を新たに定める。これは対比表13ページ新条例附則第16条軽自動車税の税率の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

一定年を経過した環境負荷の大きい自動車に対する特例措置を図るため、3輪以上の軽自動車が初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に対し、おおむね20%の重課税率が適用されることとなりました。これにより対比表4ページの新条例第82条軽自動車税の税率第2号アの軽自動車について、3輪のものについては、3,900円を4,600円に、4輪以上のもので乗用のものは、営業車については6,900円を8,200円に、自家用については10,800円を12,900円に、貨物用のものは、営業車については3,800円を4,500円に、自家用については5,000円を6,000円とする改正を行ないます。

尚、これらは平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとしております。

(13) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。これは対比表14ページ附則第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例に係わる地方税法等の一部

改正に伴う条例改正となります。現行の特例期限を平成26年度から平成29年度に延長するものであります。

(14) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額として計算される規定から特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の所得の金額に係わる取扱いの規定を除外する。これは対比表15ページ附則第19条一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

これまで条例第33条の規定全体を課税の特例に係わる関連条文としておりましたが、規定の明確化を図るため、条文中の条項番号の整理を行い、不要な条項を外す改正を行なうものであります。

(15) 租税特別措置法の一部改正に伴い条文中の読み替え規定を改める。これは対比表15ページ附則第19条2上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

租税特別措置法の一部改正に伴い15ページ第2項において、現行条例租税特別措置法とあるのは第37条の10第1項と、租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法とあるのは第37条の11第1項と改めて読み替えるものであります。

(16) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例に贈与等により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した村民税の所得割の納税義務者についての規定を追加する。これは、16ページ附則19条の3非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

非課税口座からの非課税口座内上場株払出しがあった場合のみなし規定に、贈与又は相続若しくは遺贈によ式等の一部又は全部のり払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した村民税の所得割の納税義務者の取扱いを新しく追加するものであります。

(17) 適用期限の終了により、移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置を廃止すると共に、法改正にあわせて条文中の条項番号等を改める。これは16ページ附則21条旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

現行条例第1項の適用期限が平成25年度で終了したことにより削除され、第2項が法の改正により条文中の条項番号等が改められ、繰り上げられたものであります。

(18) 東日本大震災に係る特例について、条例に定めなければならない事項を除き、条文を削除する。これは対比表17ページ附則第22条東日本大震災に係る雑損控除額等の特例から21ページ附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係わる地方税法等の一部改正に伴う条例改正となります。

東日本大震災に係る特例については、市町村の税条例に必ず定めなければならないこととされている事項を除き、規定しないこととされ、それぞ

れ削除されるものであります。

(19) 更別村税条例の一部を改正する条例平成25年更別村条例第19号の附則の一部を改める。これは対比表22ページ第2条更別村税条例の一部を改正する条例平成25年条例第19号の一部を次のように改正するに係わる地方税法の一部改正等に伴う条例改正となります。

昨年9月定例会において改正されました、村税条例の一部改正における改正規定附則第20条の5を削るの次に、新たな改正規定を追加し、附則についても、施行期日及び経過措置の一部が、今回の地方税法等の一部改正等により改められるものであります。内容についてはお目通し願いたいと存じます。対比表23ページをご覧ください。

次に附則になりますが、第1条といたしましてこの条例は、交付の日から施行し、次の各号を除き、平成26年4月1日から施行します。又、各号の適用期日は23ページ、第1号から24ページ第6号まで、ございますのでお目通しをお願い致します。24ページ、第2条については、村民税に関する経過措置について、第3条については固定資産税に関する経過措置について、25ページ、第4条から第6条については軽自動車税に関する経過措置について規定しております。

尚、第6条については(6)の要旨でご説明申し上げましたとおり、3輪以上の軽自動車について、対比表12ページ附則第16条に該当するものを除く、平成27年3月31日以前に購入されたものについては税率の改正がないことについての読み替えを規定しております。

軽自動車税の税率の改正については、第82条、条例附則第16条、及び附則第4条から第6条まで、それぞれ読み替え規定等により、関連付けられており、理解しにくい部分があると思われるため、参考資料を作成いたしました。参考資料の1ページをご覧ください。

表の中ほど(2)軽自動車及び小型特殊自動車の項のア、軽自動車の三輪、四輪以上以外のものについては、表の最後の施行日にありますように、平成27年4月1日より、新税率が適用されます。

三輪、四輪以上のものについては、下の米印をご覧ください。

1 としまして、新税率は平成27年4月1日以降に道路運送車両法に規定する車両番号の指定を受けたものに対し、附則第1条第3号の規定により、H27.4.1から新税率が適用されます。但し、新税率は附則第6条の規定により、平成27年3月31日以前に道路運送車両法に規定する車両番号の指定を受けたものには該当しないことされ、現行の税率がそのまま継続されることとなります。

2 としまして、重課税の適用、これは道路運送車両法に規定する車両番号の指定を受けてから14年を経過したものに対する新税率ですが、附則第5条の規定により、平成28年4月1日より適用されることとなります。このため、平成28年度以降の軽自動車税については、改正前の税率、改正後の税率、重課税に対する税率の3種類に分けられて課税されるものであります。

以上、長くなりましたが、本件に係わる補足説明とさせていただきます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります これから議案第 28 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 29 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 29 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 本件につきましても、2 の要旨を含めまして荻原住民生活課長に補足説明をいたさせます。 ご審議方よりしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	荻原住民生活課長
住民生活課長		議案第 29 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、理由として地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 132 号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。 (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ 2 万円引き上げる。これは対比表 1 ページ第 2 条課税額、第 15 条国民健康保険税の減税に係わる地方税法施行令の一部改正に伴う条例改正となります。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については、現行 14 万円を 16 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額については、現行 12 万円を 14 万円にそれぞれ引き上げるものであります。 (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の

軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円に改める。これは同じく対比表2ページ第15条第2号において、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるため、現行条文から当該納税義務者を除く字句を削除すると共に、対比表3ページの第3号において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げる改正を行なうものであります。

4ページをご覧ください。附則第1条といたしまして この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用いたします。では適用区分について規定しております更に本件に係わる、詳細についてご説明申し上げたいと存じます。お手元の議案資料3ページ平成26年度の更別村国民健康保険税課税限度額の見直しと書かれた資料をご覧ください。

国民健康保険税については、中ほどのグラフ、右側の上の表にありますように基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額のそれぞれの項目ごとに計算された金額の合算額が賦課されております。このうち、後期高齢者支援金等課税額分について、これは後期高齢者医療を支えるため、現役世代が支援する税額ですが、これまで14万円を超えるものについては、14万円を上限として賦課しておりました。今回の条例改正により、この上限額を16万円に改正するものであります。

次に介護納付金課税額について、これは、寝たきりや認知症等になり介護が必要になった場合、適切な介護サービスが受けられるよう、40歳から64歳までの方が加入されている健康保険ですが、これまで12万円を超えるものについては、12万円を上限として賦課しておりました。今回の条例改正により、この上限額を14万円に改正するものであります。

下の方の表、限度額超過世帯の割合平成25年度当初課税分の比較で示されている数字ですが、分母が本村の国保加入世帯の531、分子が限度額超過世帯数を示し、基礎課税分等、それぞれ限度額超過世帯数の占める割合を取りまとめてありますのでお目通しをお願いいたします。

尚、後期分、介護分の限度額の見直しにより、上限に達する所得がどのように変わるかについて、本村の6人世帯をモデルとした例を資料の一番下にまとめましたのでご覧いただきたいと存じます。

次に資料4ページをご覧ください。低所得者に対する保険料軽減措置の充実として、3人世帯をモデルに改正前、改正後のグラフを二つ並べてあります。今回の計算方法の改正により、5割軽減、2割軽減の対象範囲がご覧のとおり拡大されることとなりました。

5ページをご覧ください。今回の改正による本村の対象者の推移について取りまとめてあります。こちらも、分母が本村の国保加入世帯数531に対し、分子を対象世帯数としてありますのでお目通しをお願いいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議長

		4 番 松橋さん
4 番松橋議員		これは国民健康保険税の一部改正により、後期高齢者支援金課税額と介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げになるということ、国民健康保険税の軽減措置の算定金額が変わるということは、わかりました。それでですね、金額的にはどうなんですか。軽減措置で国保税の2割軽減と5割軽減を計算したらどうなるんですか。
住民生活課長		2割軽減、5割軽減で合計94万9千円になりますが、国保加入数からですと343万円の収入増を見込んでおります。
		4 番 松橋さん
4 番松橋議員		それでですね。国民健康保険税ですけども、本当は、所得はあるですよ。本当は、所得があるんですけどもけれども、村民税を払うときには課税対象外というか、非課税所得と所得控除を除いて、村民税を払うことになるんですけど、国民健康保険税も対象になる所得を同じように計算されているんですか。
議	長	ここでいったん休憩に入ります。(10時50分)
		本会は11時から再開いたします。
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます(11時05分)
議	長	4 番 松橋さん、もう一度、質疑願います。
4 番松橋議員		お聞きしたいのは、国保税の限度額見直しということで、世帯の所得によって2割軽減と5割軽減になる世帯があるということですよ。そうしたら、本当は所得があるんですよ。しかし、所得はあっても、収入によっては非課税になるものや所得税控除等を除くと、村民税の課税対象所得額が低くなる場合があって、それは国民健康保険税も同じように、収入によって非課税措置が適用されるんですか。
議	長	荻原住民生活課長
住民生活課長		国保税にはありません。
4 番松橋議員		わかりました。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
議	長	これから議案第28号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第8、議案第30号、農村公園再整備契約締結の件を議題といたします。

		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 30 号、農村公園再整備工事契約締結の件でございます。 農村公園再整備工事を次のとおり締結しようとするものでございます。 1 工事名農村公園再整備工事 2 工事場所 更別村字更別 3 契約の方法 指名入札による落札 4 契約金額 金 163,944,000 円也 5 契約の相手方 山内・栗林・鈴木土建 経常建設共同企業体 代表 者 河西郡更別村字更別南 2 線 94 番地 株式会社 山内組 代表取締役 山内信男 でございます。理由でございますが、工事契約の負担契約につ いて、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例（昭和 39 年更別村条例）第 7 号第 2 条の規定により議会の決議を求 めるものである。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		6 番 堂場さん
6 番	堂場議員	農村公園再整備工事ということですが、現在ある水場、噴水のある ところはどうか、そのまま整備して使うのか、それとも少し小さいよ うにも思えるから、公園工事の時に一緒に工事して変わるのかどうかお聞 きしたい。
議	長	高橋企画政策課長
企画政策課長		工事内容につきましては前回の議会でもお話しましたように、基本的 には使えるものは使うということで計画しております。現在ある遊水路や木 製のアスレチック遊具等につきましては、点検整備をして使う予定なっ てございます。
議	長	7 番 本多さん
7 番	本多議員	公園の工期が 10 月 30 日になっているので、10 月の末になると寒くな るので、契約の時に早く出来るようにならないのか、完成しても寒い時期 になると利用者も少なくなると思うので、もう少し早くなった方がと思 いますが。
議	長	高橋企画政策課長
企画政策課長		こちら側としても出来るだけ早く完成できればと思っておりますが、こ れから直ちに契約をして、すぐに工事に入る予定ではおりますが、工事内 容でどうしても 10 月までかかってしまいます。
議	長	他に質疑はありませんか。
		（ありませんの声あり）
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言許します。
		（原案賛成の声あり）
議	長	これをもって討論を終了いたします。
		これから議案第30号 農村公園再整備工事請負契約締結の件を採決い

		たします。
		本案は原案のとおり決定することでご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したかつて本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第9号 議案第31号平成26年度更別村一般会計補正予算 第1号の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第31号 平成26年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件でございます。
		平成26年度更別村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
		第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ13,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,245,973千円とする。
		2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当款区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。
		補正予算第1号に関する説明書3頁お開き下さい。
		歳入です。款の13.国庫支出金、補正前の額215,543千円、補正額13,115千円、合計228,658千円となります。国庫支出金より13,115千円を追加するものでございます。
		歳出は 款3民生費 補正前の額563,206千円、補正額13,115千円、計573,321千円となります。
		民生費の方の内訳といたしましては、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費に7,420千円、これは臨時福祉給付金給付事業に使うわけでありまして、詳しくは6頁に記載してありますが、北海道自治体情報システム協議会負担金にかかるものでございます。
		款 民生費、項 児童福祉費、目 児童措置費に5,685千円、子育て世帯臨時特別給付事業にあてるものでして、4月から消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るため、児童手当の支給受給者に対し、子育て世帯臨時特例給付金として支出する予算と事務経費になっております。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。

議

長

これから議案第 31 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて平成26年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(11 時 50 分)